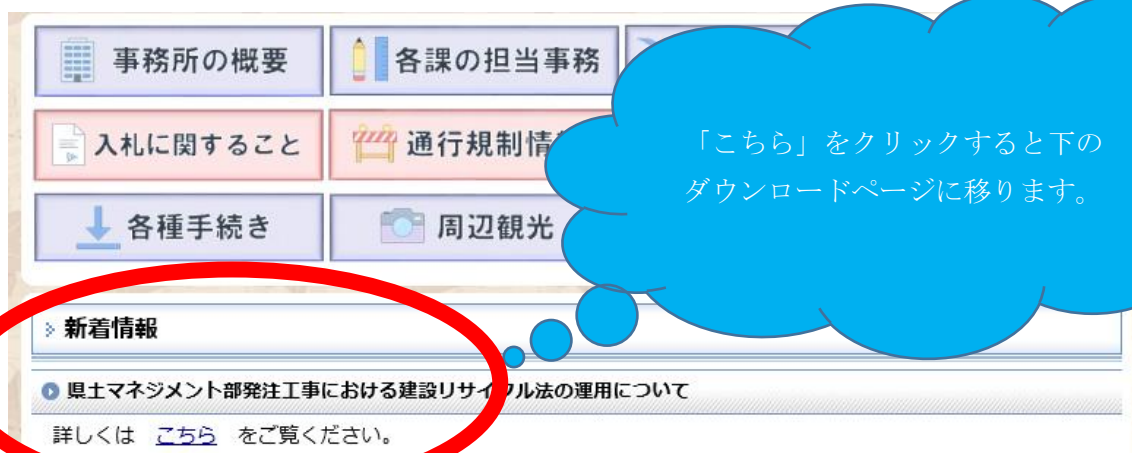
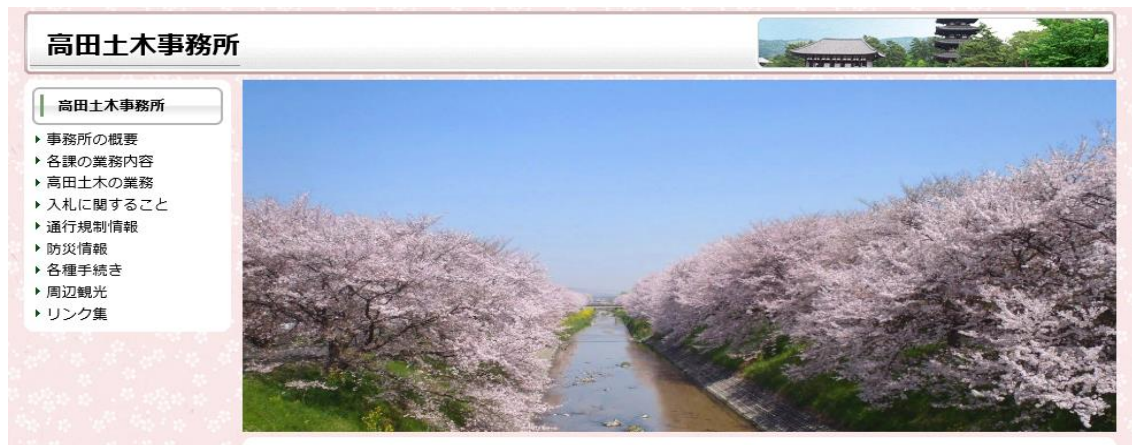


受注者の皆様へ

令和元年10月1日以降に入札公告及び指名通知する工事から、建設リサイクル法の対象工事について、請負契約前に受注者が発注者に対し、所定事項を記載した書面をもって、説明することが義務付けられました。

様式は高田土木事務所のホームページに掲載しておりますのでご利用ください。



事務処理の手続きは以下のとおりです。

- ①落札者決定後に受注者が説明書を作成し、工務課担当者へ提出
↓
- ②工務課で内容確認（間違いがあれば、修正）
↓
- ③工務課担当者からOKが出れば、契約書類とあわせて提出
（説明書のみを別綴じして提出してください。）